

令和7年度 血圧計導入促進助成事業 実 施 要 領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 予算額

3千万円

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象血圧計

助成対象とする血圧計は、交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）とする。

5. 助成額

- (1) 血圧計の取得価格の1/2（上限5万円）
- (2) 都道府県ト協助成額 別途都道府県トラック協会が定める。

6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和7年4月1日から各都道府県トラック協会が定める日までとする。ただし、上記期間内であっても、予算に達した時点で、申請受け付けを終了する。

7. 留意事項

- (1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器を助成対象とする。

なお、全ト協は助成対象機器について、毎年度「血圧計導入促進助成事業対象機器一覧」（別添1）に取りまとめのうえ、各都道府県トラック協会に連絡するものとする。また、今後対象機器の追加、変更、廃止等を各都道府県トラック協会に連絡することとする。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、令和7年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血圧計（中古品及び、リース導入を除く）について助成対象とする。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

血圧計1台につき取得価格の1/2（上限5万円）とする。

なお、取得価格に消費税は含まない。

また、取得価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

さらに、機器の取得価額が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該機器の販売会社へ、機器取得価格の分かる書類の発行を依頼するよう求めること。

(4) 国の補助金との併用について（交付要綱第3条関係）

国や他の団体等から補助金が交付された場合は、全ト協から助成金は交付しない。

(5) 血圧計の導入確認について

各都道府県トラック協会においては、血圧計を導入したことが確認できる領収書などを取得すること。

(6) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日とする。また、別に定める実績報告書は、様式1「血圧計導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

予算に達した際は、全ト協から各都道府県トラック協会へ速やかに連絡し、各都道府県トラック協会は、会員事業者からの申請受付を速やかに終了すること。

なお、別途、血圧計導入内訳書（様式1の2）を全ト協担当者宛にメールで送付すること。この際、中小企業者であることが確認できる書類（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）及び領収書等、確認書類の提出は不要としますが、各協会においては取得すること。

以 上